

公益社団法人 日本青年会議所

会頭選挙規則

第1章 総則

第1条 定款第82条第1号の規定に基づき公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）会頭選挙規則（以下「会頭選挙規則」という）を定める。

第2条 会頭選挙に関する事項を事務管理するため、会頭選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）を置く。

第2章 会頭選挙管理委員会

第3条 管理委員会は、会員会議所正会員の中より会頭が指名し理事会の承認を得て選任された委員10人をもって構成する。

2 会頭は、毎年3月末日までに、前項の委員を指名し理事会の承認を得なければならない。

第4条 管理委員会は、互選により1人の委員長を定める。

2 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表して、総会及び理事会に出席し、選挙に関する事項につき報告及び意見を述べることができる。

3 委員長は、委員の中より副委員長2人を指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第5条 管理委員の任期は、理事会において承認を受けた日からその年の12月末日までとする。

第6条 管理委員会は、本規則第13条第2項第4号、及び6号、第16条、第17条、第18条及び第20条に規定する指定事項につき理事会の議決を経て、これらを5月15日までに会頭選挙権を有する会員会議所（以下「有権会議所」という）に通知しなければならない。

第7条 会頭選挙に関して管理委員会の発する通知は、すべて文書により行う。

2 前項の文書は、管理委員会委員長の名義をもって作成する。

第8条 管理委員会は、会頭選挙に関する事務が完了した時は、会頭に報告書を提出しなければならない。

第3章 有権会議所

第9条 毎年4月末日までに会費を完納した会員会議所

は、当該年度の会頭選挙権を有する。

2 有権会議所は、選挙権の行使にあたり、1月1日の正会員数を基準とし、定款第43条に定める議決権数と同数の票数を有する。ただし、1月2日以降4月末日までに承認された会員会議所については、入会時の正会員を基準とする。

第10条 管理委員会は、1月1日現在における有権会議所の正会員数及び票数を記載した名簿（以下「有権会議所名簿」という）を作成し、5月15日までに各会員会議所に発信しなければならない。

第11条 前条の有権会議所名簿に記載されている正会員数及び票数に異議のある会員会議所は、それが他の会員会議所に関するものであると否とを問わず、5月末日までに管理委員会に対して書面により異議の申立てを行うことができる。

2 管理委員会は、前項の申立てを受けたときは速やかにこれを審議し、裁定の結果を6月15日までに異議申立てをした会員会議所に発信しなければならない。

3 異議申立てのない場合は5月末日の経過をもって、異議申立てのなされた場合は、前項の発信をもって、有権会議所名簿は確定するものとする。

第4章 会頭立候補者

第12条 有権会議所の正会員中、当該年度を含め入会後5年以上にして、理事長及び本会役員経験者又は本会役員2回以上の経験者は、会頭選挙における被選挙権を有する。

第13条 被選挙権を有するものは、その所属有権会議所理事長の推薦及び日本青年会議所理事8名以上の推薦を得ることで立候補者となることができる。

2 立候補者を推薦した有権会議所理事長は、管理委員会の定める書式により次の書類を7月1日より7月5日までの間に、提出しなければならない。

(1) 立候補者の氏名、経歴書並びに本会及び会員会議所における履歴書

(2) 立候補者に対する立候補承認書

(3) 立候補者に対する日本青年会議所理事8名以上の推薦書

(4) 立候補者の本会に対する意見書（ただし、その内容については管理委員会においてこれを指定する）

(5) 立候補者の所属会員会議所の定款

(6) その他管理委員会において指定する書類

第14条 管理委員会は、立候補者につき第12条及び前条の規定に基づく審査を行い、資格を有する立候補者については、その氏名を前条第2項第1号及び第4号の記

載内容とともに、7月8日までに有権会議所に対し告示しなければならない。

- 第15条** 第13条に規定する7月5日までに立候補者の届出がないときは、理事会が1人の立候補者を7月15日までに推薦するものとする。
- 2 理事会の推薦を受けた立候補者の所属する有権会議所理事長は、7月25日までに第13条に定められた書類を管理委員会に提出しなければならない。

第5章 選挙運動

- 第16条** 管理委員会は、7月9日より7月20日までの間の相当期間を選挙運動期間と指定する。
- 2 期間外運動は一切これを行ってはならない。
- 第17条** 選挙運動に使用できるものは、管理委員会において指定する形状の印刷物のみとする。
- 第18条** 立候補者は、所信演説及び有権会議所正会員との意見交換を行うものとし、その日時、場所、方法については、第16条第1項の選挙運動期間にかかわらず、管理委員会がこれを指定する。
- 第19条** 立候補者及びこれを支持する会員会議所が第16条の選挙運動を行うに際しては、本会の目的、綱領に則り、名誉を重んじ、節度ある行動をとらなければならない。

第6章 投票及び開票

- 第20条** 投票及び開票は7月末日までに行うものとし、その日時、場所並びに方法及び投票用紙については、管理委員会がこれを指定する。
- 第21条** やむを得ない理由により投票日に直接投票できない有権会議所は、管理委員会の定める方法によって、不在者投票をすることができる。
- 第22条** 有権会議所理事長は、第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと思われる事実については、管理委員会に文書で申立てを行うことができる。
- 2 管理委員会は、事実関係を調査のうえ、それが明らかな違反に該当すると判断したときは、会頭に理事会の招集を要請しなければならない。
- 3 会頭は投票に先立ち管理委員会の要請を受けて、その都度理事会を招集する。
- 4 理事会は、立候補者中第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと認定した場合は、その立候補者資格を喪失させるものとする。ただし、その決議は、当該立候補者に弁明の機会を与えたうえ、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

第23条 投票及び開票に際しては、3人以上の立会人を置く。立会人は有権会議所正会員中より管理委員会が指名する。

第7章 会頭当選者の決定

- 第24条** 有効投票の最多数を得た者が会頭当選者となる。
- 2 最多得票者が有効投票数の過半数を得ない場合には、同点者又は次点者と決選投票を行い、その多数票を得た者が会頭当選者となる。
- 3 次点者が複数の場合には、次点者同士で決選投票を行い、次点者1人を定める。
- 第25条** 第13条に規定する7月5日までの立候補者が1人のみの場合、もしくは第15条による場合は、第14条による資格審査のうえ、投票を行わず各当該者が当選者となる。
- 第26条** 会頭当選者が決定したときは、管理委員会は直ちにその旨並びに当選者氏名及びその所属有権会議所を全国の会員会議所に通知するものとする。
- 第27条** 会頭当選者は定款第36条第4項所定の総会決議を経て会頭に就任する。
- 第28条** 会頭当選者決定後12月31日までの間に、当選者が事故のため、会頭に就任することができなくなった場合には、第15条及び第25条を準用する。

第8章 細目

第29条 本規則に定めるもののほか、会頭選挙に関して必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規則の変更規定は、平成25年12月14日から施行する。

| | |
|-------------|----|
| 昭和42年10月5日 | 改正 |
| 昭和46年10月15日 | 改正 |
| 昭和48年10月19日 | 改正 |
| 昭和50年1月17日 | 改正 |
| 昭和50年10月9日 | 改正 |
| 昭和53年10月12日 | 改正 |
| 昭和62年4月19日 | 改正 |
| 平成8年9月22日 | 改正 |
| 平成15年10月25日 | 改正 |
| 平成16年10月23日 | 改正 |
| 平成22年1月23日 | 改正 |

平成20年10月10日 改正
平成22年 9月30日 改正
平成24年 1月21日 改正
平成24年10月12日 改正
平成25年12月14日 改正